緊急事態宣言が発出されたことに伴う県民の皆様へのお願い(第4弾) ~ 施設の休業要請について ~

県では、これまで、「不要不急の外出」、「接待を伴う飲食店への外出」、「県外からの訪問者の受入れの自粛」の3つの観点から、それぞれ県民・事業者の皆様に対してご協力をお願いしておりましたが、県外からの感染移入が多いことを踏まえ、感染拡大防止のためには県外との交流自粛が要となるとの認識の下、法律に基づく休業要請を行うこととしました。

これまでにお願いした内容に加え、改めて下記のことについてご協力をいただきますようお願いします。

記

1 不要不急の外出自粛の継続

- (1) 「3つの密」が重なるような場所への外出の自粛をお願いします。 特に、繁華街の接待を伴う飲食店等の利用は厳に自粛を要請します。
- (2) 咳や発熱などの症状がある場合は、通勤等であっても、決して無理をして外出しないようお願いします。
- (3) 生活用品の買い出しなど生活維持のための外出についても、必要最低限の人数で行うなど、できる限り人と人との接触機会を少なくするようお願いします。
- (4) その他一般的に、外出については、必要性をよく考え、どうしても今日必要ではない 外出は、先に延ばしていただくよう自粛をお願いします。
- (5) 緊急事態措置の期間中、県外への不要不急の往来の自粛をお願いします。
- (6)県外へ通勤している方については、できる限りテレワークを活用するなど、往来のレベルを下げていただきますようお願いします。

なお、勤務先において、在宅勤務や時差出勤制度の活用について理解が得られないな ど、お困りの方は、

《商工観光労働総務課 073-441-2725》(平日 9:00~17:45)

にご相談ください。

(7) 県外への通院であっても、医療機関と相談の上、直接受診を減らすなどの工夫を行い、 できる限り、県外への往来自粛をお願いします。

2 営業自体の自粛の法的要請等

(1) 4月25日(土)午前0時から、緊急事態措置が出ている間、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)第24条第9項に基づいて休業要請を行います。 休業要請を行う施設のカテゴリーとしては、

「遊興施設」、「劇場等」、「集会・展示施設」、「運動・遊技施設」、「文教施設」、「大学・学習塾等」、「博物館等」、「ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)」、「商業施設」

です。

具体的な対象業種については、和歌山県ホームページに掲載しております。

(2)「特に強く県外からの受入自粛を依頼する施設」については、(1)の施設以外にも 県外からの観光客の来訪が予想される施設としています。

法律に基づく休業要請は行いませんが、県外からの訪問客の受入について強く自粛を 求めます。また、県外からの予約等があった場合、旅行の自粛を働きかけるなど強力な 取組をお願いします。

(3)協力が得られないような場合には、速やかに一層の強力な法的措置などをとることも検討いたします。

3 県外からの訪問者の受入自粛の徹底

- (1) 2(2)の施設以外にも、観光・レジャー向けの施設の皆様には、県外からの利用予約があった場合は、相手方に対して旅行の自粛を働きかけるなどの取組をお願いします。
- (2) その他の場合でも県民の皆様におかれては、今一度、それぞれの業務の中で、県外からの訪問がないかどうかにご注意いただき、業務を調整するなどして、県外からの訪問者の受入自粛をお願いします。

4 その他の県外との往来の自粛

- (1) 緊急事態措置の期間中、県外への不要不急の往来の自粛をお願いします。
- (2) 県外へ通勤している方には、できる限りテレワークの活用などをお願いします。 なお、勤務先において、在宅勤務や時差出勤制度の活用について理解が得られないな ど、お困りの方は、

《商工観光労働総務課 073-441-2725》(平日 9:00~17:45) にご相談ください。

- (3) 県外への通院であっても、医療機関と相談の上、直接受診を減らすなどの工夫を行い、できる限り、県外への往来自粛をお願いします。
- (4)和歌山県外から帰省された方及び転勤された方には、2週間の自宅待機とともに、「県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル」への連絡をお願いします。

県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル 電話 073-441-2170 FAX 073-431-1800

インターネット https://shinsei.pref.wakayama.jp/DDmPME3L

(5) ご近所に、県外から帰省や転勤された方がいらっしゃる場合は、このことについてお 伝えし、登録をお勧めしてください。その際、それが難しい場合は、直接、連絡ダイヤ ルにお知らせいただいても結構です。

5 大型連休期間中の帰省の自粛

- (1) 大型連休中の本県への帰省については、強く自粛をお願いします。
- (2) 大型連休中の県外への帰省についても、強く自粛をお願いします。
- (3) やむを得ず、大型連休中、帰省により本県に戻られた方、または県外に帰省した後、 県内に戻られた方は、2週間の自宅待機とともに、「県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡 ダイヤル」への連絡をお願いします。
- (4) ご近所で、県外から帰省された方がいらっしゃる場合は、このことについてお伝えし、登録をお勧めしてください。その際、それが難しい場合は直接、連絡ダイヤルにお知らせいただいても結構です。

6 集団生活を行っている施設へのお願い

(1)職員(調理従事者含む。)はマスクを着用し、手洗いや手指消毒を徹底してください。 健康状態について自己検温や健康観察を促し、異常があれば、業務に従事しないように してください。

- (2) 食事については、ビュッフェスタイルではなく、個別の盛り付けとしてください。
- (3)入所者など利用者において、発熱や呼吸器症状が一人出た段階で嘱託医などに相談してください。一週間以内に二人以上同様な症状の者が出た場合は、速やかに保健所に報告してください。
- (4) 面会については、施設内に入らないようにして対応してください。

7 学校の休業

- (1) 県立学校については、5月6日まで休業します。
- (2) 市町村等に対しても、幼稚園(預かり保育を除く。)、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校について、同様の措置を要請しています。

8 事業者等への救済の徹底

県では、新型コロナウイルス感染症対策により影響を受け困っている方に対しては、全力で支援・救済することとします。

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部(担当課室)			
危機管理・消防課	小川、撫養(むや)	- 健康推進課 藤戸・並川	
電話(直通)	073-441-2273	医尿性医尿	膝 广·亚川
災害対策課	楠本、平田	再红 / 古客)	070 441 0657
電話(直通)	073-441-2261	電話(直通)	073-441-2657

資	料	提	供
令和	和2年	4月2	3 日

担当課室	
危機管理・消防課	小川、撫養(むや)
電話(直通)	073-441-2273
災害対策課	楠本、平田
電話(直通)	073-441-2261

休業要請等に関するお問い合わせ窓口について

本日開催しました和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、同対策本部長(和歌山県知事)より県民の皆さまに、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく緊急事態措置に係る施設の使用停止(休業要請)等をお願いをしたところですが、ご不明な点、ご不安に思われる事などがありましたら、下記専用ダイヤルまでお問い合わせください。

記

- 1. 専用ダイヤル 073-441-3301
- 2. 受付時間

祝日を除く月曜日から金曜日の9時から17時45分 ただし、4月25日(土)、4月26日(日)及び4月29日(水・祝) については、それぞれ9時から17時45分まで受け付けます。

3. FAX 073-422-7652

(参考)

なお、既に開設している下記「緊急事態宣言に関するお問い合わせ窓口」についても引き続き対応しています。

073-431-2684

073 - 431 - 5726

073-431-5751

1 営業自体の自粛の法的要請をする施設

カテゴリー	対象	要請の内容
遊興施設	キャバレー ナイトクラブ ダンスホール スナック バー ダーツバー パブ 性風俗店 デリヘル アダルトショップ 個室ビデオ店 インターネットカフェ 漫画喫茶 カラオケボックス 射的場 ライブハウス 場外馬(車・舟)券場	施設の使用停止を要請 (=休業要請)
劇場等	劇場 観覧場 プラネタリウム 映画館 演芸場	 施設の使用停止を要請 (=休業要請)
集会・展示施設	集会場 公会堂 展示場 文化会館 多目的ホール	施設の使用停止を要請 (=休業要請) 貸会議室は対象外とし、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼

カテゴリー	対象	要請の内容
運動・遊技施設	体育館 屋内・屋外水泳場 ボウリング場 スポーツクラブ ホットヨガ、ヨガスタジオ ゴルフ練習場(※1) バッティング練習場(※1) 陸上競技場(※1)(※2) 野球場(※1)(※2) 野球場(※1)(※2) ラニス場(※1)(※2) ラ道場(※1) マージャン店 パチンコ屋 ゲームセンター テーマパーク 遊園地	施設の使用停止を要請 (=休業要請) ※1 屋外施設は使用停止の要請の対象外、屋内施設は対象とする ※2 屋外施設は使用停止の要請の対象外だが、観客席部分については、使用停止の要請の対象とする 屋外施設の場合でも、使用する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
文教施設	幼稚園(預かり保育を除く) 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 高等専門学校 特別支援学校	原則として施設の使用停止 を要請 (=休業要請)

カテゴリー	対象	要請の内容	
	大学	【床面積の合計が1000㎡ 超の施設】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)	
	専門学校		
	高等専修学校		
	専修学校・各種学校(自動車学校を除く)		
	日本語学校・外国語学校		
그 24 25 중차 65	学習塾	【床面積の合計が1000㎡	
大学・学習塾等 (<u>※</u>)	英会話教室	以下の施設】	
	音楽教室	営業を継続する場合にあっ	
	囲碁・将棋教室	ては、適切な感染防止対策 の徹底を依頼	
	生け花・茶道・書道・絵画教室		
	そろばん教室	※オンライン授業は対象外	
	バレ工教室	※家庭教師は対象外 - -	
	体操教室		
	博物館	- 【床面積の合計が1000㎡ - 超の施設】 施設の使用停止を要請	
博物館等	美術館		
	図書館(貸出・返却を除く)		
	科学館	(=休業要請)	
	記念館		
	水族館	【床面積の合計が1000㎡	
	動物園	以下の施設】	
	植物園	営業を継続する場合にあっ ては、適切な感染防止対策	
ホテル又は旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る)	の徹底を依頼	
ハナルメは水低	旅館(集会の用に供する部分に限る)	- 1371-4 - 12712	

カテゴリー	対象	要請の内容
カテゴリー	ペットショップ (ペットフード売場を除く) ペット美容室 (トリミング) 宝石類や金銀の販売店 古物商 (質屋を除く) 金券ショップ おもちゃ屋、鉄道模型屋 囲碁・将棋盤店 土産物店 旅行代理店 (店舗) アイドルグッズ専門店 ネイルサロン まつ毛エクステンション サウナ エステサロン	要請の内容 【床面積の合計が1000㎡ 超の施設】 施設の使用停止を要請 (=休業要請) 【床面積の合計が1000㎡ 以下の施設】 営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	日焼けサロン	
	脱毛サロン 写真屋・フォトスタジオ 美術品販売	
	展望室	

2 特に強く県外からの受入自粛を依頼する施設

対象	依頼の内容
道の駅(地域振興施設に限る)	
農林水産物直売所	
自動車教習所・自動車学校	
キャンプ場	
海水浴場、海浜公園、釣り公園その他類する施設	
釣具・えさ店	
遊漁船	特に強く県外からの受入自
内水面遊漁承認証販売所	粛を依頼
ゴルフ場	
スーパー銭湯	
ホテル又は旅館(宿泊の用に供する部分)	
「1 営業自体の自粛の法的要請をする施設」のうち、要請の	
内容によって除外される施設	
従来から県外からのお客様が多い飲食店及び販売店	